

感染状況に応じたイベント開催制限等について

(資料2) 別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率上限(注2)	100%	
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限(注2)	100%(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

(注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能